

関係協議会の運営方法変更について（案）

令和4年度まで

同時開催

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会（一級水系・二級水系）

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会（一級水系）

令和5年度（本日）

同時開催

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会（一級水系・二級水系）

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会（一級水系）

信濃川下流協議会終了後、別開催

新川等二級河川周辺地域における流域治水協議会（仮称）
（二級水系）

流域治水プロジェクト、規約策定等

同日開催

令和6年度以降

今後は同時開催

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会（一級水系・二級水系）

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会（一級水系）

新川等二級河川周辺地域における流域治水協議会（仮称）
（二級水系）

3協議会まとめて開催